



消防団員のためのマイカー共済・保険をぜひ活用ください

地域防災室

地域に密着して活動する消防団員の方々は、災害時にやむを得ず、家用自動車等で出勤する場合があります。実際、令和元年東日本台風では、家用自動車で出勤した消防団員の方もおり、その結果、消防団員個人の車が災害被害にあってしまう事例もありました。

そこで、消防団員に個人的負担を生じさせることなく、安心して当該活動に従事してもらうこと目的として、消防団員向けの自動車損害共済事業、いわゆる、「消防団員のマイカー共済」が令和2年4月から開始されました。消防団員のマイカー共済は、全国市有物件災害共済会(市分)・全国自治協会(町村分)の自動車損害共済制度の

スキームを活用するもので、原則は1年単位の共済期間となりますが、1か月単位の短期加入も可能です。令和3年度からは、民間損害保険会社(損害保険ジャパン株式会社・三井住友海上火災保険株式会社)でも「消防団員のマイカー保険」の取扱いを開始しています。

これらの共済・保険に関して、市町村が負担する分担金・保険料の1/2に、特別交付税を措置しておりますので、消防団員・市町村職員の方々におかれましては、6月からの出水期に向けて、ぜひ、このマイカー共済・保険の活用を積極的にご検討ください。

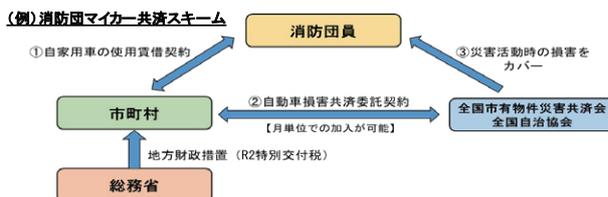
消防団員のマイカー共済・保険について

1. 趣旨及び事業内容

近年の大きな災害の発生状況等を踏まえ、消防団員に安心して活動してもらうため、マイカーや対物・対人の損害を補償する共済制度を令和2年4月から開始。また、令和3年10月からは民間損害保険会社による補償も開始。

消防団マイカー共済とは、具体的には、災害時に急を要する消防団活動のために、非常勤の特別職地方公務員の身分を有する消防団員がやむを得ず、家用自動車(原動機付自転車を含む)を使用した場合に、当該家用自動車を市町村が相互に救済する事業。

2. 実施主体 公益社団法人全国市有物件災害共済会(市分)、一般財団法人全国自治協会(町村分)、民間損害保険会社



3. 共済事業のポイント

- ・1月単位での加入が可能(例:出水期(6月~10月)の5ヶ月加入)。
- ・実施主体から支払われる共済金は、優先払い(消防団員が加入している民間の自動車保険の適用が不要)。
- ・災害に対処するために出勤した際の分担金に対して、令和2年度から特別交付税措置(0.5)を講じている。

4. 保険事業のポイント

- ・契約期間は1年単位。
- ・団員個人が加入する自動車保険を適用するか、マイカー保険を適用するか選択可能。
- ・災害に対処するために出勤した際の保険料に対して、令和3年度から特別交付税措置(0.5)を講じている。

5. 開始日 共済:令和2年4月1日、民間損害保険会社:令和3年10月以降

※マイカー共済またはマイカー保険にR4.3.1時点で加入済、またはR4年度以降に加入を予定している団体は64団体(共済14、民間50)

消防団員のマイカー共済・保険の主なポイント

問合せ先

消防庁国民保護・防災部 地域防災室
TEL: 03-5253-7561